

不利益処分に係る処分基準

| | | | |
|--|-----------------------|-----------------------|----------|
| 処 分 名 | 危険物施設の緊急使用停止命令等 | | |
| 根 拠 法 令 名 | 消防法(昭和 23 年法律第 186 号) | (条項) 第 1 2 条の 3 第 1 項 | |
| 基 準 法 令 名 | | (条項) | |
| 所 管 部 署 | 消防局予防課 指導担当 | | |
| <p>【処分基準】</p> <p>緊急使用停止命令又は使用制限命令は、公共の安全の維持又は災害防止のための緊急の必要があるときに行うものとする。</p> <p>「公共の安全の維持又は災害防止のため緊急の必要があるとき」とは、危険物施設又はその周囲の状況が公共の安全の維持の上で危険な状況となったときをいい、危険な状態となった原因が危険物施設にあるか否かを問わないものとする。</p> | | | |
| 所 管 課 | 予防課 | 処理番号 | 予 No.1 8 |